公　告

諸事項

捜査特別報奨金に関する公告

次のとおり捜査情報提供者に対して捜査特別報奨金を支払います。

なお、捜査情報提供者についての秘密は、厳守されます。

平成21年10月30日

警察庁刑事局長　金高　雅仁

1　対象事件

平成20年７月１日、岩手県下閉伊郡川井村で認知された「川井村地内における女性殺人・死体遺棄事件」

2　捜査特別報奨金の支払の対象として指定する行為

１の事件の被疑者として手配されている小原勝幸（29歳）の所在に関する情報その他被疑者の検挙又は事件の解決に結び付く情報を７の情報の受付部署に提供すること。

3　上限額　100万円

4　支払の要件

２の行為をした者の中で、被疑者の検挙又は事件の解決への寄与の度合が大きいと警察庁刑事局長が認めた者に対して、３の金額の範囲内で、警察庁刑事局長が当該寄与の度合に応じて相当と認める金額を支払う。ただし、対象者が複数ある場合には、それぞれの寄与の度合に応じて、３の金額の範囲内で分割して支払う。

なお、その余については、民法（明治29年法律第89号）の規定による。

5　応募の期間

平成21年11月１日から平成22年10月31日まで（必着）

ただし、郵送による場合は、応募期間最終日までの消印は、有効とする。

6　支払の除外事由

次に掲げる者に対しては、捜査特別報奨金の支払は行わない。

⑴　被疑者の検挙又は事件の解決の時点で匿名であるなどのため特定できない者

⑵　警察職員及びその親族

⑶　共犯者、当該情報を入手する過程において犯罪行為その他公共の安全と秩序を害する行為を行ったと認められる者その他捜査特別報奨金を支払うことが不適当であると警察庁刑事局長が認めた者

7　情報の受付部署

〒027―0028　岩手県宮古市神林３番１号　岩手県宮古警察署「川井村地内における女性殺人・死体遺棄事件捜査本部」

電話0193―64―0110　内線330

フリーダイヤル0120―243―852

岩手県警察ホームページ（http://www.pref.iwate.jp/~hp0802/）

Ｅメールアドレス　police@pref.iwate.jp

捜査特別報奨金に関する公告

次のとおり捜査情報提供者に対して捜査特別報奨金を支払います。

なお、捜査情報提供者についての秘密は、厳守されます。

平成21年10月30日

警察庁刑事局長　金高　雅仁

1　対象事件

平成17年11月25日、東京都三鷹市上連雀で認知された「上連雀二丁目居酒屋チェーン副店長強盗殺人事件」

2　捜査特別報奨金の支払の対象として指定する行為

１の事件の被疑者として手配されている上地恵栄（53歳）の所在に関する情報その他被疑者の検挙又は事件の解決に結び付く情報を７の情報の受付部署に提供すること。

3　上限額　100万円

4　支払の要件

２の行為をした者の中で、被疑者の検挙又は事件の解決への寄与の度合が大きいと警察庁刑事局長が認めた者に対して、３の金額の範囲内で、警察庁刑事局長が当該寄与の度合に応じて相当と認める金額を支払う。ただし、対象者が複数ある場合には、それぞれの寄与の度合に応じて、３の金額の範囲内で分割して支払う。

なお、その余については、民法（明治29年法律第89号）の規定による。

5　応募の期間

平成21年11月１日から平成22年10月31日まで（必着）

ただし、郵送による場合は、応募期間最終日までの消印は、有効とする。

6　支払の除外事由

次に掲げる者に対しては、捜査特別報奨金の支払は行わない。

⑴　被疑者の検挙又は事件の解決の時点で匿名であるなどのため特定できない者

⑵　警察職員及びその親族

⑶　共犯者、当該情報を入手する過程において犯罪行為その他公共の安全と秩序を害する行為を行ったと認められる者その他捜査特別報奨金を支払うことが不適当であると警察庁刑事局長が認めた者

7　情報の受付部署

〒181―0012　東京都三鷹市上連雀８丁目２番36号　警視庁三鷹警察署「上連雀二丁目居酒屋チェーン副店長強盗殺人事件特別捜査本部」

電話042―249―0110　内線3332

警視庁ホームページ（http:/www.keishicho.metro.tokyo.jp/）

捜査特別報奨金に関する公告

次のとおり捜査情報提供者に対して捜査特別報奨金を支払います。

なお、捜査情報提供者についての秘密は、厳守されます。

平成21年10月30日

警察庁刑事局長　金高　雅仁

1　対象事件

平成10年１月14日、群馬県群馬郡群馬町三ツ寺で発生した「群馬町三ツ寺における一家３人殺人事件」

2　捜査特別報奨金の支払の対象として指定する行為

１の事件の被疑者として手配されている小暮洋史（40歳）の所在に関する情報その他被疑者の検挙又は事件の解決に結び付く情報を７の情報の受付部署に提供すること。

3　上限額　100万円

4　支払の要件

２の行為をした者の中で、被疑者の検挙又は事件の解決への寄与の度合が大きいと警察庁刑事局長が認めた者に対して、３の金額の範囲内で、警察庁刑事局長が当該寄与の度合に応じて相当と認める金額を支払う。ただし、対象者が複数ある場合には、それぞれの寄与の度合に応じて、３の金額の範囲内で分割して支払う。

なお、その余については、民法（明治29年法律第89号）の規定による。

5　応募の期間

平成21年11月１日から平成22年10月31日まで（必着）

ただし、郵送による場合は、応募期間最終日までの消印は、有効とする。

6　支払の除外事由

次に掲げる者に対しては、捜査特別報奨金の支払は行わない。

⑴　被疑者の検挙又は事件の解決の時点で匿名であるなどのため特定できない者

⑵　警察職員及びその親族

⑶　共犯者、当該情報を入手する過程において犯罪行為その他公共の安全と秩序を害する行為を行ったと認められる者その他捜査特別報奨金を支払うことが不適当であると警察庁刑事局長が認めた者

7　情報の受付部署

〒370―0805　群馬県高崎市台町４番地３　群馬県高崎警察署「群馬町三ツ寺における一家３人殺人事件捜査本部」

電話027―328―0110　内線330・331

ＦＡＸ027―328―0110　内線339

フリーダイヤル0120―547―590

群馬県警察ホームページ（http://www.police.pref.gunma.jp/）

捜査特別報奨金に関する公告

次のとおり捜査情報提供者に対して捜査特別報奨金を支払います。

なお、捜査情報提供者についての秘密は、厳守されます。

平成21年10月30日

警察庁刑事局長　金高　雅仁

1　対象事件

平成11年10月１日、愛知県名古屋市南区鳴浜町で発生した「南区鳴浜町地内パチンコ店店員に対する強盗殺人事件」

2　捜査特別報奨金の支払の対象として指定する行為

１の事件の被疑者として手配されている林紹**蔵**（36歳）の所在に関する情報その他被疑者の検挙又は事件の解決に結び付く情報を７の情報の受付部署に提供すること。

3　上限額　100万円